

## 豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、協会公社等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「協会公社等」とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。

- (1) 基本金又はこれに準ずるものに対する豊田市の出資又は出捐の割合が25%以上である法人
- (2) 基本金又はこれに準ずるものに対する豊田市の出資又は出捐の割合が25%未満である法人のうち、市による損失補償の実施等の理由で市議会に対して経営状況報告を実施しているもの
- (3) 豊田市の事務事業と密接に関連した業務を実施し、かつ、市が主導的役割を果たすべき法人

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、協会公社等のうち別表に掲げる法人とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者の業務に従事する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定に基づき豊田市が派遣した職員の社会保険等事業主負担金
- (2) 補助事業者が雇用する正規職員の年間実給与支給額、退職給付引当資産取得経費及び社会保険等事業主負担金
- (3) 補助事業者が雇用する特定業務職員の年間給与実支給額、退職給付引当資産取得経費及び社会保険等事業主負担金
- (4) 補助事業者が雇用する限定職員及び臨時職員の賃金、通勤費、奨励金及び社会保険等事業主負担金

### (補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費を補助基準額とし、補助事業者の財務状況及び事業計画等を考慮した上で、毎年度予算の範囲内において定める。

2 前条に規定する補助対象経費のうち、収益事業への従事に係る経費がある場合は、市長が補助対象経費として認めたものを除き、補助金額から控除するものとする。

### (補助申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度4月5日までに行わなければならない。

### (交付の方法)

第8条 補助金は、概算払により、年4回に分けて交付するものとする。

(準用)

第 9 条 第 3 条の目的をもって地方公営企業会計から交付される補助金にあつては、豊田市補助金等交付規則の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「事業管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助事業者一覧

| 団体名                     | 市所管課          |
|-------------------------|---------------|
| (1) 公益財団法人豊田市国際交流協会     | 地域活躍部多様性社会共創課 |
| (2) 公益社団法人豊田市シルバー人材センター | 産業部産業人材活躍課    |
| (3) 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会    | 福祉部よりそい支援課    |
| (4) 社会福祉法人豊田市福祉事業団      | 福祉部障がい福祉課     |
| (5) 公益財団法人豊田都市交通研究所     | 都市整備部交通政策課    |
| (6) 一般財団法人豊田市水道サービス協会   | 上下水道局総務課      |
| (7) 公益財団法人豊田市学校給食協会     | 教育部保健給食課      |
| (8) 公益財団法人豊田市文化振興財団     | 魅力創造部文化振興課    |
| (9) 公益財団法人豊田市スポーツ協会     | 魅力創造部スポーツ振興課  |
| (10) 豊田市土地開発公社          | 総務部用地審査課      |

備 考

補助事業者が一般財団法人豊田市水道サービス協会の場合においては、第 6 条第 2 項及び第 10 条中「市長」とあるのは「事業管理者」と読み替えるものとする。